平成２５年５月１７日

各　　位

会 社 名　山喜株式会社
代表者名　代表取締役社長　　宮本　惠史
（コード　3598 大証第２部）
問合せ先　常務取締役管理部門長　小林　淳
（TEL.　06 －6764－2211 ）

株式報酬型ストックオプション制度の導入について

当社は、平成 25 年 5 月 17 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として株式報酬型ストックオプション制度を導入することについて、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．目的

取締役に対する報酬制度について、当社の株価や業績との連動性を高め、株価の上昇・下落によるメリット・リスクを株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めること

２．　内容

(1) 割当て対象者

割当て時点の取締役

(2)　新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数は 600 個を 1 年間の上限といたします。

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、60,000 株を 1 年間の上限といたします。また、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は 100 株といたします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 25 年以内といたします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものといたします。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。

(8) その他新株予約権の内容

上記１から６の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以上